

以下は、多くの介護施設が抱えている課題のうち、これまでの多くの書籍・文献などでは検討されてこなかった、または表面的にしか触れられてこなかった課題について、一般的な法律知識を提供するだけでなく、出来る限り踏み込んで検討し、1つの実践的な提案をお示しするものです。

なお、全国老協では、法的訴訟になりそうなケースなどの法律相談をお受けする窓口「JSリーガルサポート」(御担当:長野佑紀弁護士)を設けており、原則として毎週水曜日の14:00-17:00に以下のお電話番号でお受付しています(※長野佑紀弁護士の所属事務所の電話番号と混同されないように御注意ください)。一会員施設につき同一案件を複数回お問い合わせする場合は除き、ご相談は無料(通話料はかかります)です。お気軽にご相談ください。

JSリーガルサポートの電話番号:

03-5215-7725

CASE46:【利用者家族の面会権はあるのか(後編)】

Q 利用者の家族には、介護施設に入所中の利用者との面会の権利が認められるのでしょうか。また、家族からの面会の申し出を拒絶することが許されるのは、どのような場合でしょうか。

A

面会に応じるかどうかに関する利用者の意思を確認するにあたっては、利用者が一部の親族に気を遣って、やむを得ず別の親族との面会を拒否している場合もあり得ますので、利用者が事態を適切に理解した上で意思を表明しているかどうかにつき慎重に判断する必要があります。

利用者が入所後に重度の認知症などにより意思を表明できなくなる可能性もありますので、入所時に利用者に相当程度の判断能力が備わっている場合には、利用者本人に対し、面会希望があっても拒否したい親族がいるかどうかを確認し、あらかじめ記録しておくことが考えられます。

さらに、たとえ利用者の権利を不当に侵害する場合ではなくても、他の重要な権利を保護するために、家族の利用者との面会権を制限することが許される場合や、面会権の制限が義務づけられる場合もあります。

例えば、厚労省からの令和2年5月4日付事務連絡「介護老人保健施設等における感染拡大防止のための留意点について」では、介護施設に対し、新型コロナウイルスの感染拡大が問題となっている状況下において、「面会は、緊急やむを得ない場合を除き、制限すること」が求められております。

さらに、厚労省からの令和2年10月15日付事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(一部改正)」では、「面会については、感染経路の遮断という観点と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況等も踏まえ、緊急やむを得ない場合を除き制限する等の対応を検討すること。」「具体的には、地域における発生状況や都道府県等が示す対策の方針等も踏まえ、管理者が制限の程度を判断すること。」「一部の施設においてはオンライン面会を実施しており、「高齢者施設等にお

るオンラインでの面会の実施について」(令和2年5月15日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室事務連絡)、「障害者支援施設等におけるオンラインでの面会の実施について」(令和2年5月22日付厚生労働省社会・援護局障害 保健福祉部障害福祉課事務連絡)等も参考に引き続きオンラインでの実施を考慮すること。」が求められており、地域における発生状況等を踏まえ面会を実施する場合の留意事項も合わせて記載されております。

介護施設は、利用者や施設職員の生命・身体の安全を確保する安全配慮義務の一環として、利用者や施設職員が感染症に罹患することや、施設内の感染が拡大することを防止するための対策、対応を講じる義務(感染防止義務)を負っています。

そのため、介護施設としては、感染防止義務を履行するため家族の利用者との面会権をおしる一定程度制限することが求められる場合があると考えられます。

【長野佑紀弁護士のプロフィール】

京都大学法学部、京都大学法科大学院を卒業後、宮澤潤法律事務所〔東京都中央区銀座1-3-1 銀座富士屋ビル6階 TEL:03-3538-0051〕において、介護施設や医療機関からの法律相談、紛争・訴訟対応を中心に取り扱う。全国各地の介護施設・医療機関の顧問弁護士、理事、評議員を務めながら、介護医療業界におけるリスクマネジメントの底上げを目標に活動中。大学、業界団体、学会、自治体、介護施設、医療機関において講演多数。主な著書に、『Q&Aでわかる！介護施設の紛争予防・対応マニュアル』(日本医事新報社・2020年9月発行)、『医療訴訟判例データファイル』(共著・新日本法規)がある。